

特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 : 令和4年度新宿御苑大木戸休憩所撤去工事実施設計業務

2. 計画施設概要

この実施設計業務(以下「本業務」という。)の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は以下のとおりとする。

(1) 施設名称 : 大木戸休憩所

(2) 敷地の場所 : 新宿御苑

(3) 施設用途 : 休憩所

(平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第四号 第1類とする。)

3. 履行期限 : 令和4年6月24日まで

4. 特記仕様書の適用

(1) 特記仕様書に記載された特記事項については、「○」印の付いたものを適用する。

(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3) ——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 : 583,061 m²

b. 用途地域及び地区の指定 : 第一種中高層住居専用地域

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積(国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく計画面積)
: 313.64 m²

b. 主要構造部及び階数 : 鉄筋コンクリート造平屋建

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

1) 構造体 : III類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 : 約40,000千円(税込み)

b. 建設工期 : 2ヶ月

(4) 工事種別

- ・新築
- ・増築
- ・改築
- ・移転
- ・大規模な模様替え
- ・大規模な修繕
- ・改修
- 撤去

- ・収容(使用)人員、室別面積及び定員(別表－1))
- (5) 設備計画
 - ・電気設備 ()
 - ・機械設備 ()
 - ・昇降機設備 ()
- (6) 設計と条件の資料
設計と条件については、次の資料による。
 - ・基本計画資料
 - 過年度工事資料
- (9) 設計の条件等
 - a. 建築物は「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)及び「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号、変更平成29年6月16日農林水産省、国土交通省告示第1号)により「木造化」「木質化」の対象とする。
 - b. 計画通知の確認済み証の交付は、契約期間内に受けるよう業務を遂行すること。
 - c. 各種許可申請の許可通知書は、契約期間内に受けるよう業務を遂行すること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)(以下「共通仕様書」という。)による。

1. 管理技術者等の資格要件(共通仕様書第3章10(2))

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、建築士については、建築士法第22条の2の講習の課程を修了した者とする。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)に規定する一級建築士
- 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士
- ・建築士法に規定する建築設備士

(2) 設備設計担当者の資格要件は次による。

- ・建築士法に規定する建築設備士

2. 設計業務の内容及び範囲(共通仕様書第2章)

(1) 一般業務の範囲

a. 実施設計

- 建築(意匠)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・機械設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

- ・展示実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ・屋外整備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)

上記の業務内容の項目	
◎要求等の確認	◎発注者の要求等の確認 ◎設計条件等の変更等の場合の協議
◎法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	◎法令上の諸条件の調査 ・計画通知に係る関係機関との打合せ
◎実施設計方針の策定	◎総合検討 ◎実施設計のための基本事項の確定 ◎実施設計方針の策定及び発注者への説明
◎実施設計図書の作成	◎実施設計図書の作成 ・計画通知図書の作成
◎概算工事費の検討	
◎実施設計内容の発注者への説明等	

b. その他

- ・設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)

◎業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成

◎工事費概算書の作成

(2) 追加業務(共通仕様書第2章(2))

◎積算業務

◎建築積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

・電気設備積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

・機械設備積算業務 (積算算出書(積算数量調書を含む)の作成、単価資料(代価表・別紙明細を含む)の作成、見積の徴取、見積検討資料及び見積一覧表の作成)

・透視図作成(外観)

[種類(カラー彩色)、判の大きさ(A3)、(1)面]

・透視図作成(内観)

[種類(カラー彩色)、判の大きさ(A3)、(1)面]

・ 模型作成

[縮尺()、ケースの有無()、材質()]

- ・ 建築基準法第 18 条第 2 項に基づく計画通知申請手続業務（なお、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。）

計画通知申請手数料 ・ 含む

○含まない

- ・ 建築基準法第 18 条第 4 項に基づく構造計算適合判定に係る手続業務（なお、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。）

構造計算適合判定手数料 ・ 含む

○含まない

- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務

（標識看板の作成、届出書等の作成及び申請手続、電波障害予想図等添付図面の作成）

- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及びその申請手続業務

○リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

○概略工事工程表の作成

- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律第 73 条第 1 項に規定する建築物の外観、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備に係るエネルギーの効率的な利用のための判断に係る業務

- ・ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務

- ・ 建築基準法に基づく許可申請手続業務

- ・ 都市計画法に基づく許可申請手続業務

- ・ まちづくり条例に基づく手続業務

- ・ 景観法による届出書の作成及び申請手続業務（添付図面の作成含む。）

- ・ コスト縮減検討中間報告書の作成

基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

①コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項

②今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項

- ・ コスト縮減検討報告書の作成

実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

①コスト縮減中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）

②その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各1部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(4) 打合せ及び記録(共通仕様書第3章14(2))

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他
(中間打合せ(1回)及び成果とりまとめ時)

(5) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - 既存建築設計図書一式
 - ・既存工作物設計図書一式
- b. 資料の貸与及び返却

貸与・返却場所	引渡・返却時期
(新宿御苑管理事務所)	(契約時・成果物納品時)

(6) 請負代金額の変更(契約書第29条)等

- 建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の請負代金額の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。
- ・本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務(当該工事に係る工事監理業務を含む)を本業務受注者と随意契約する場合の請負代金額の算定は、本業務の落札率(当初契約額÷当初設計額)を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(7) 成果物等の情報の適正な管理

- a 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を順守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 5. に規定する成果物(未完成の成果物を含む。)
- 2) その他業務の実施のため、作

成され、または交付、貸与等されたもの。

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

①発注者の承諾なく成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

②業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③成果物等の情報の送信または運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、4 (5)により発注者に返却する。

⑥契約の履行に関して知り得た秘密については契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

b 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたことまたは生じた恐れが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c 上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とする。

d 上記 a、b 及び c の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) 成果物の提出場所：新宿御苑管理事務所

(9) 成果物の取り扱いについて

提出された原図及び CAD データについては、その写し又はその PDF データを入札に係る資料として貸与若しくは公開に利用することがある。また、提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成に使用するなど、建築設計業務請負契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。

(10) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再請負させる場合は次の事項を条件とすること。

①写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

1) 写真を公表すること

2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡すること。

(11) 業務実績情報の登録について(共通仕様書第 3 章 4 (3))

請負金額 100 万円を超える業務については、業務完了後 10 日(ただし、土、日曜及び祝日等は除く)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録する。なお、登録に先立ち、調査職員の確認を受けること。

(12) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。

(13) その他

当業務で設計対象となった建物等がかし検査の対象となった場合は、協力等を要請することがある。

(14) 適用基準等(共通仕様書第3章3(1))

本業務にあたっては関係法令及び政府実行計画に従うほか、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等(国土交通省ホームページ参照)を適用する。(特記なき場合は国土交通省が制定又は監修)

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

◎：官庁統一基準

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準◎ (最新版)
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
- 官庁施設の環境保全性基準◎ (最新版)
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
- 建築設計業務等電子納品要領 (最新版)
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】 (最新版)
- 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
- 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (最新版)
- 公共建築工事積算基準◎ (最新版)
- 公共建築工事積算基準等資料 (最新版)
- 公共建築工事標準単価積算基準◎ (最新版)
- 公共建築工事積算研究会参考歩掛り (最新版)

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
- 建築工事設計図書作成基準の資料 (最新版)
- 敷地調査共通仕様書 (最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)◎ (最新版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)◎ (最新版)
- 公共建築木造工事標準仕様書◎ (最新版)
- 建築設計基準 (最新版)
- 建築設計基準の資料 (最新版)
- 建築構造設計基準 (最新版)
- 建築構造設計基準の資料 (最新版)
- 建築工事標準詳細図 (最新版)
- 木造計画・設計基準 (最新版)

- 木造計画・設計基準の資料 (最新版)
 - 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) (最新版)
 - 構内舗装・排水設計基準 (最新版)
 - 表示・標識標準 (最新版)
 - 擁壁設計標準図 (最新版)
 - 建築改修設計基準 (最新版)
 - 建築鉄骨設計基準 (最新版)
 - 標準案内用図記号 (最新版)
- c. 建築積算
- 公共建築数量積算基準◎ (最新版)
 - 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) ◎ (最新版)
- d. 設 備
- 建築設備計画基準 (最新版)
 - 建築設備設計基準 (最新版)
 - 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
 - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) ◎ (最新版)
 - 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最新版)
 - 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版) [一般財団法人日本建築センター]
 - 建築設備設計計算書作成の手引 (最新版) [一般財団法人公共建築協会]
 - 営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編) (最新版)
 - 営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編) (最新版)
- e. 設備積算
- 公共建築設備数量積算基準※ (最新版)
 - 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) ◎ (最新版)
 - 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) ◎ (最新版)

5. 成果物及び提出部数

・印に○のついたものを提出すること。

(1) 実施設計

成果物	原図	複製版	製本形態等
<p>a. 説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施設計説明書 <ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減検討報告 ○リサイクル計画 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ関係計算書 ○概略工事工程表 ○工事中における安全上の措置等に関する計画 <p>○重要事項説明書(建築士法第24条の7)</p>	各1部	(1)部	<ul style="list-style-type: none"> ○A3判 ○DVD-R (DVD-R納品内容) <ul style="list-style-type: none"> ・インディックス(DTD、XML形式) ○PDFデータ(REPORTフォルダに格納) ○元データ(REPORT/ORGフォルダに格納) (国土交通省建築設計業等電子納品要領、国土交通省建築工事設計図書作成基準による)
<p>b. 実施設計図</p> <p>1) 建築(意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築(意匠)図面 <ul style="list-style-type: none"> 表紙 図面目録 特記仕様書 平面図 立面図 断面図 撤去平面図 仮設計画図 ・計画通知図書等 ・中高層建築物の届出書 ・屋外整備計画図 ・日影図 ・防火区画図 ・色彩計画図 ・吹付アスベスト撤去図 	各1部	(1)部	<ul style="list-style-type: none"> ・原図(A1判) ○縮小原図(A3判) <ul style="list-style-type: none"> 紙ケース(三つ折り) ○DVD-R (DVD-R納品内容) <ul style="list-style-type: none"> ・インディックス(DTD、XML形式) ○PDFデータ(REPORTフォルダに格納) ○元データ(REPORT/ORGフォルダに格納) (国土交通省建築設計業等電子納品要領、国土交通省建築工事設計図書作成基準による)
<p>2) 建築(構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築(構造)図面 	各1部	()部	上記と同じ

<p>動力設備 電気自動車用充電設備 電熱設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷保護設備 立面図 配線図 ・受変電設備 単線接続図・機器仕様・ブ ロックスケルトン図 配置図・配線図 ・電力貯蔵設備 単線接続図・機器仕様・動 作ブロック図 配線図 ・発電設備 機器仕様・単線接続図・系 統図・動作ブロック図 配置図・配線図・燃料配管 図 ・通信・情報設備 機器仕様 系統図 配線図 同一図面に集約を図る工 事種目等 構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 テレビ電波障害防除設備 監視カメラ設備 駐車場管制設備 防犯・入退室管理設備 ・火災報知設備 機器仕様 系統図・防火防煙連動表 	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p>	<p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p>
---	--	--	---

<ul style="list-style-type: none"> 配線図 ・中央監視制御設備 機器仕様・監視制御機能表 中央監視制御項目表 系統図 配線図 ・構内線路 構内線路図 同一図面に集約を図る工 事種目等 構内配電線路 校内通信線路 ・電気設備設計計算書 ・計画通知図書等 ・消防用設備等計画書 ・エネルギーの使用の合理化に 関する法律による届出書 	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p>	<p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p>
<p>4) 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通図面 表紙【単独発注の場合】 図面目録 特記仕様書 案内図 配置図 ・空気調和設備 機器表 ダクト系統図 ダクト平面図 配管系統図 配管平面図 	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>() 部</p> <p>() 部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原図(A 1 判) ・縮小原図(A 3 判) 紙ケース(三つ折り) ・DVD-R (DVD-R 納品内容) ・インディックス(DTD、 XML 形式) ・PDFデータ(REPOR Tフォルダに格納) ・元データ(REPOR T /ORGフォルダに格納) (国土交通省建築設計業等 電子納品要領、国土交通省 建築設備工事設計図書作成 基準による) 上記と同じ

<p>同一図面に集約を図る工 事種目等</p> <p>空気調和設備</p> <p>換気設備</p> <p>排煙設備</p> <p>・自動制御設備</p> <p>機器表</p> <p>システム図</p> <p>動作ブロック図</p> <p>平面図</p> <p>中央監視制御装置</p> <p>システム構成図</p> <p>機器表</p> <p>機能表</p> <p>信号入出力条件取合図</p> <p>中央管理点入出力一覧表</p>	各 1 部	() 部	上記と同じ
<p>・給排水衛生設備</p> <p>機器表・器具表</p> <p>配管系統図</p> <p>配管平面図</p> <p>同一図面に集約を図る工 事種目等</p> <p>衛生器具設備</p> <p>給水設備</p> <p>排水設備</p> <p>給湯設備</p> <p>ガス設備</p> <p>消火設備</p>	各 1 部	() 部	上記と同じ
<p>・消火設備</p> <p>機器表</p> <p>配管系統図</p> <p>配管平面図</p> <p>同一図面に集約を図る工 事種目等</p> <p>スプリンクラー</p> <p>不活性ガス消火</p> <p>ハロゲン化合物消火等</p> <p>泡消火</p>	各 1 部	() 部	上記と同じ
<p>・厨房設備</p>	各 1 部	() 部	上記と同じ

<p>表紙【単独発注の場合】</p> <p>図面目録</p> <p>特記仕様書</p> <p>工事区分表</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>面積表及び求積図</p> <p>仕上表</p> <p>平面図</p> <p>立面図</p> <p>断面図</p> <p>矩計図</p> <p>平面・断面・部分詳細図</p> <p>展開図</p> <p>天井伏図</p> <p>・展示装置、什器等の詳細図</p> <p>・情報伝達装置、造形等に関する詳細図</p> <p>・映像、音響等装置のシナリオの作成</p> <p>・展示設備電気配線図</p> <p>・展示照明設備図</p> <p>・計画通知書</p>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p> <p>() 部</p>	<p>・縮小原図 (A3判)</p> <p>紙ケース (三つ折り)</p> <p>・DVD-R</p> <p>(DVD-R納品内容)</p> <p>・インディックス(DTD、XML形式)</p> <p>・PDFデータ(REPORTフォルダに格納)</p> <p>・元データ(REPORT/ORGFOLDに格納)</p> <p>(国土交通省建築設計業等電子納品要領、国土交通省建築設備工事設計図書)</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p> <p>上記と同じ</p>
<p>6) 積算関係資料</p> <p>○工事費内訳明細書</p> <p>○建築、電気設備、機械設備</p> <p>・展示</p> <p>○内訳明細書データ</p> <p>○建築、電気設備、機械設備</p> <p>・展示</p> <p>○積算数量算出書</p> <p>○建築、電気設備、機械設備</p> <p>・展示</p> <p>○積算数量調書</p> <p>○建築、電気設備、機械設備</p> <p>・展示</p> <p>○複合単価作成資料</p> <p>○建築、電気設備、機械設備</p> <p>・展示</p>	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>		<p>・A4判</p> <p>・DVD-R</p>

◎見積検討資料 ◎建築、電気設備、機械設備 ・展示	各 1 部		
7)その他 ・透視図 ・模型 ・実施設計概要書 ・パンフレット ・防災計画書 ・省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計画書 ・設計説明書 ◎概略工事工程表 ◎仮設検討図 ・保全に関する説明書	各 1 部 一式 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	() 部 () 式 () 部 () 部 () 部 () 部 (1) 部 () 部 (1) 部 (1) 部 () 部	種類()、判の大きさ ()、()面、額入り カラー写真()部 サイズ()、スタディ 用、スチレンボード A4判 A4判
8)資 料 ・各種技術資料 ・構造計算データ ◎各記録書	一式 一式 一式	() 部 () 部 (1) 部	

(注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (総合) 実施設計の成果物の中にも含めることができる。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

: 文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

: 成果物の電子データは、DVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記して提出し、ファイル形式は、以下のとおりとする。

①資料ファイル

資料ファイルのファイル形式についてはPDF形式とする。

②図面ファイル

CADデータ交換フォーマットは原則としてSFX形式とし、1図面1ファイルとなるよう作成する。ただし、補足資料としてCADソフトがソフト内部で管理している独自のデータ形式 (オリジナル形式) 及びJWW形式も併せて納品するものとする。

③工事費内訳明細書ファイル (数量調書を含む)

工事費内訳明細書は、Xkoji形式で作成し、エクセル形式 (ファイル形式は次項による。) 並びにPDF形式で出力したものを併せて納品すること。Xkojiファイルを

作成するために必要なソフトウェアについては受注者が用意すること。

④オリジナルファイル

本仕様書で特に定めのあるものを除き、オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り汎用的なソフトを利用するよう努める。

⑤上記①～④以外の電子データの仕様

(ア) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(イ) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

ア) 文章 : Microsoft 社 Word (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

イ) 計算表 : 表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

ウ) プレゼンテーション資料 : Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの。)

エ) 画像 : BMP 形式又は JPEG 形式

(ウ) (イ) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(2) 設計原図の材質等

a. 設計原図の材質

・トレーシングペーパー

○コピー用紙

b. 設計原図の大きさ

・A1判 ・A2判 ○A3判

(3) 図面の形式等

a. 図面の形式は次に示すほか、建築工事設計図書作成基準による。

表紙

令和〇〇年度〇〇〇〇工事 新宿御苑管理事務所	審査印
-------------------------------	-----

設計図

	設計者印
--	------

b. 表題欄は次による。

1) 表紙には次の発注機関審査欄を設ける。

工事名称					工事年度	令和	年度
工事場所					公園名称		
発注機関							
審査	課長	補佐	専門官	担当者	設計者	名称	
						資格者氏名	
						登録番号	
						所在地	

2) 設計図には次の設計者欄を設ける。

工事名称				工事年度	令和	年度
工事場所				図面名称		
発注機関				縮尺		
公園名称				図面番号		
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	
					資格者氏名	
					登録番号	
					所在地	

※ 設計者欄等に建築士法上必要な事項を表示すること。

検査欄には、業務計画書に記載された管理技術者、各主任担当技術者、担当者（協力事務所を含む。）がそれぞれ検査を行い、一切の遺漏なく完成したことを確認したうえで記名すること。

(4) その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。